

相対評価の給与反映について【交通局・企業職員（２）】

1 昇給

昇給号給数について

【交通局企業職員（２）】

相対区分	昇給号給数			
	4 級	3 級	2 級	1 級
第 1 区分	6 号給	5 号給	5 号給	5 号給
第 2 区分	5 号給	5 号給	5 号給	5 号給
第 3 区分	4 号給	4 号給	4 号給	4 号給
第 4 区分	2 号給	2 号給	2 号給	2 号給
第 5 区分	昇給なし	昇給なし	昇給なし	昇給なし

※ 1 級で採用後 5 年目までの職員については、「第 4 区分」は 3 号給、「第 5 区分」は 2 号給とする。

ただし、懲戒処分等があった事により「第 4 区分・第 5 区分」に決定された場合、「第 4 区分」は 2 号給、「第 5 区分」は昇給なしとする。

2 勤勉手当

（１）評価区分及び割増支給率について

（支給月数は、平成 24 年度実績）

総額の基礎となる支給月数
0.675 月

相対区分	支給率			
	4 級	3 級	2 級	1 級
第 1 区分	$0.675 \text{ 月} + 2\alpha$	$0.675 \text{ 月} + 2\beta$	$0.675 \text{ 月} + 2\gamma$	$0.675 \text{ 月} + 2\delta$
第 2 区分	$0.675 \text{ 月} + \alpha$	$0.675 \text{ 月} + \beta$	$0.675 \text{ 月} + \gamma$	$0.675 \text{ 月} + \delta$

第3区分	0.675 月	0.675 月	0.675 月	0.675 月
第4区分	0.64 月	0.64 月	0.64 月	0.64 月
第5区分	0.605 月	0.605 月	0.605 月	0.605 月

(2) 再任用職員の勤勉手当への成績率の導入について

(支給月数は、平成24年度実績)

総額の基礎となる支給月数
0.325 月

相対区分	支給率			
	4 級	3 級	2 級	1 級
第1区分	$0.325 \text{ 月} + 2\alpha'$	$0.325 \text{ 月} + 2\beta'$	$0.325 \text{ 月} + 2\gamma'$	$0.325 \text{ 月} + 2\delta'$
第2区分	$0.325 \text{ 月} + \alpha'$	$0.325 \text{ 月} + \beta'$	$0.325 \text{ 月} + \gamma'$	$0.325 \text{ 月} + \delta'$
第3区分	0.325 月	0.325 月	0.325 月	0.325 月
第4区分	0.308 月	0.308 月	0.308 月	0.308 月
第5区分	0.29 月	0.29 月	0.29 月	0.29 月